

回 覧									

賞味期限前の災害用備蓄食糧を配布します！



中津市では、食品ロス防止と防災啓発を目的として、6ヵ月以内に賞味期限を迎える災害備蓄食糧の配布を行います。

配布対象

中津市に所在している企業・団体等
（自治会、自主防災組織、福祉関連施設、医療施設、学校、企業、その他各種団体など）

※個人への配布は行いません。

配布条件（次のすべてを満たすことが配布の条件となります）

1. 賞味期限内に活用し、食品を廃棄しないこと
2. 防災啓発を目的とした活用を行い、営利的、宗教的、政治的目的での利用をしないこと
3. 中津市暴力団排除条例第2条第2項に定義される暴力団員若しくはその者と密接な関係でないこと
4. 配布を行うまでは、保存方法等を守った適切な管理に努め、配布時は配布者に食物アレルギーの有無を確認した上で配布をすること
5. 配布した災害用備蓄食を転売しないこと
6. 使用によって発生した事柄についての一切の責任は、代表者が負うこと

配布食糧

配布食糧	最低配布単位	賞味期限	配布可能数	申込期限	当選発表時期
ひだまりパン	1箱 (50食入)	2027年 4月1日	14箱	2026年 9月24日	2026年 10月7日頃
白ごはん	1箱 (50食入)	2027年 5月1日	34箱	2026年 10月23日	2026年 11月4日頃
水 (2L)	1箱 (6本入)	2027年 6月15日	105箱	2026年 11月26日	2026年 12月3日頃

- ※自主防災組織または中津市防災士協議会の所属防災士が主催する、地域住民向けの防災訓練等については、優先的に配布します。
- ※応募多数の場合は抽選となります。結果については、当選団体にのみ電話連絡しますので、ご了承ください。（当選団体以外にはご連絡しません。）
- ※応募数量が配布可能数量に満たなかった場合は、申込期限以降も先着順にて配布します。（在庫状況についてはホームページでご確認いただくか、防災危機管理課までお問い合わせください。）
- ※災害等の事情により、決定した数量を配布できない場合がありますので、ご了承ください。
- ※1団体における配布数量の上限は、1品目につき5箱までとします。

申込方法

【インターネットでの申込】

- ①右下のQRコードからフォームに必要事項を入力
- ②申込完了

【書面での申込】

- ①防災危機管理課まで電話連絡
- ②申込書を書面にて記入
- ③申込完了



配布時期及び備蓄食料の受け渡しについて

配布が決定した場合は防災危機管理課より申請者に対し、電話連絡をさせていただきます、受渡し日時について調整を図ります。